

2005
9.1

広報

はむら



9月4日は 総合防災訓練

9月4日は総合防災訓練です。午前9時に震度6弱の大地震が発生したと想定してサイレンが鳴ります。

ご家族や地域の方と一緒に避難場所まで避難し、訓練に参加しましょう！



CONTENTS

10月から介護保険施設等の利用料が変わります 1

風のおわら 3

はむらふるさと祭り 4

- | | | | |
|----------|----|-----------|----|
| ■お知らせ | 5 | ■テレビはむら | 20 |
| ■子どものページ | 18 | ■健康ガイド | 21 |
| ■公社のページ | 19 | ■9月の相談日ほか | 22 |

10月から介護保険施設等の利用料が変わります

介護保険法の改正に伴い、平成17年10月から特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設およびショートステイの居住費（滞在費）と食費、通所介護・通所リハビリテーションの食費が介護保険の対象から外れ、自己負担していただくことになります。

1 施設利用の負担額（目安）

下記の金額は、基準費用額（特別養護老人ホームにおける全国平均値の例）です。実際は、施設によって異なります。居住費・食費の負担額は、基本的に利用者と施設の契約により設定されます。

また、課税状況などにより負担額が軽減されます。

区 分		費用の内容	月額（円）
居住費	ユニット型個室＊1	室料および光熱水費相当	60,000
	ユニット型準個室＊2		50,000
	従来型個室＊3		35,000 ※（50,000）
	相部屋（多床室）＊4	光熱水費相当	10,000
食 費		食材料費および調理に係る費用相当	42,000

※月額の（ ）は、老人保健施設および介護療養型医療施設の場合

＊1 ユニット型個室	個室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成される居室
＊2 ユニット型準個室	ユニット型で緩和基準による個室
＊3 従来型個室	ユニット型になっていない個室
＊4 相部屋（多床室）	個室ではない相部屋形式の居室

※利用する居室が上記のどれに該当するかは、施設にご確認ください。

2 在宅の通所系サービス利用について

通所介護・通所リハビリテーションは、食事の調理代など（現在の食事加算分）が介護保険の対象外となるため、食事代はすべて利用者の負担となります。

また、ショートステイは、施設サービス利用者と同様に居住費（滞在費）・食費を自己負担していただきます。

2 負担額の軽減制度があります

①負担額の段階設定

居住費と食費の負担額は、過重とならないよう、課税状況や年金収入の状況に応じて4段階に区分されています。第1～3段階に該当する方は、申請により負担額が減額されます。

不明な点は、高齢福祉介護課介護保険係へご相談ください。

(単位：円) {月額概算}

段階区分			居住費（月額）				食費 （月額）	
所得区分		利用料 負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室※	相部屋 （多床室）		
市 民 税	課税世帯		第 4 段階 （基準費用額）	60, 000	50, 000	35, 000 （50, 000）	10, 000	42, 000
	非課税世帯	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円超	第 3 段階	50, 000	40, 000	25, 000 （40, 000）	10, 000	20, 000
		合計所得金額と課税年 金収入額の合計が 80 万 円以下	第 2 段階	25, 000	15, 000	13, 000 （15, 000）	10, 000	12, 000
		老齢福祉年金受給者	第 1 段階	25, 000	15, 000	10, 000 （15, 000）	0	10, 000
	生活保護受給者等							

※ () は、老人保健施設および介護療養型医療施設の場合

- 平成17年9月30日時点で従来型個室に入所しており、引き続き利用される場合で、過去1か月間にわたり個室料を支払う対象となっていない方は、相部屋の居住費と同額で利用できる経過措置があります。
- 従来型個室入居者で、感染症や精神症状など医師の判断で利用する場合は、相部屋の居住費と同額で利用できます。
- 平成12年4月1日以前から特別養護老人ホームに入所されている方は、申請により従来の負担額を上回らないよう配慮された経過措置があります。
- 介護保険標準負担額減額（食費の標準負担額）は、廃止になります。

②負担額の特別軽減

以下の条件をすべて満たす場合、自己負担額がさらに軽減される場合があります。

ご相談ください。

- 年間収入が、単身世帯で150万円（2人世帯の場合は200万円）以下
- 預貯金などの額が、単身世帯で350万円（2人世帯の場合は450万円）以下
- 自宅以外に家屋などを所有していない
- 負担能力のある親族などに扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

③高額介護サービス費の所得区分が一部変更

1か月の介護サービス費の1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合は、超えた分が申請によって払い戻されます。

所得区分	上限額
市町村民税世帯課税者	世帯で37,200円
利用料負担段階第3段階	世帯で24,600円
利用料負担段階第2段階	個人で15,000円
市町村民税世帯非課税の高齢福祉年金受給者	個人で15,000円
生活保護受給者等	個人で15,000円

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係



風のおわら

胡弓と三味線が唄に絡み

ゆったり粹にそしてしなやかに舞う

越中八尾から今年も羽村で

雨天でも町流しを行います

9月24日(土)

富山県民謡おわら保存会による公演

■町流し/午後5時～・午後7時20分～ 桜堤にて

■第1部/午後5時40分～ ■第2部/午後8時～

羽村市舞踊連盟による公演

■午後4時～

※雨天でも実施します。

ただし、台風など荒天の場合は中止となります。中止の場合、観覧料は払い戻しします。

観覧料 / 椅子席 1,000 円・椅子席以外は無料でご覧いただけます。

チケットは産業福祉センターで販売中です。

会場：宮の下運動公園

※駐車場はありませんので、公共交通機関でご来場ください。

主催 / 風のおわら実行委員会 後援 / 羽村市、羽村市商工会、羽村市観光協会、西武信用金庫

問合せ / 産業振興課 ☎ 555-1111

